

令和3年 第7回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和3年7月16日(金) 12時55分～14時10分
場 所	阪南市役所第2会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 鎌 田 麻 美 子 委 員 辻 雅 之</p> <p>〈事務局(生涯学習部)職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹 生涯学習部理事 神 藤 直 樹 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢 学校教育課長 丹 野 恒 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 中央公民館長 伊 藤 典 明 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 教育総務課参事 吉 見 勝 吾 生涯学習推進室参事 中 出 篤 学校教育課長代理 花 元 英 夫</p>
事務局	教育総務課主査 中 山 直 子
書記	教育総務課主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和3年第7回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に鎌田委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和3年第6回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和3年第6回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(辻委員)

前回の会議で、児童・生徒が学習用タブレット端末を持ち帰り、家庭のインターネット環境で実際につながるか試す予定であると聞いた。その後私の子どもも端末を持って帰ってきて問題なくつながったのだが、学校ではクラス全員が一斉につながせようとする、つながりにくくなることもあるとのことだ。学校のネットワーク環境は改善されるのか。また、持ち帰りの際、端末を鞆に無造作に入れていたのが気になったが、端末の扱い方について指導しているか。

(学校教育課長)

6月下旬頃、小学4年生から中学3年生を対象に、家庭のインターネット接続テストを全校で実施した。接続できる保護者が不在であったり、接続の仕方が分からなかったりしてつなげることができなかった家庭が一部あった、との報告もあったが、ほとんどの家庭において接続できることを確認した。接続できなかった家庭に対しては、再度の接続テストを依頼しているところである。今後は、接続できなかった家庭のフォローに努めるとともに、家庭のインターネット環境で動画を視聴する、学校と家庭で課題の送受信を行うなどの接続テストも計画している。

学校での接続状況については、当初「接続できない、接続しづらい」などの報告があったが、その多くは学習用タブレット端末のオペレーティングシステム(OS)が最新のものに更新されていなかったことが原因であった。子どもたちが端末の使用を終える際には、折りたたんでスリープ状態にするのではなく、OSが更新されるようにきちんとシャットアウトするように、という指導を徹底することで、つながりにくさは解消されている。

端末を持ち帰る際に故障が懸念される件については、「わたしとタブレットの約束」というリーフレットで取扱いルールを示し、持ち帰り時にも丁寧に扱うことと、その具体的な方法について指導している。なお、今回の接続テスト時に故障があったのは1件だけだった。

今後は持ち帰る機会が増えていくので、状況を確認しつつ、必要に応じて学校とともに対策を検討していきたいと考える。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

**◆議決事項第1号「令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」
(学校教育課)**

(教育長)

議決事項第1号「令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」教育総務課の説明を求める。

(学校教育課長代理)

令和3年4月15日付けで大阪府教育委員会教育長から「義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択について」という通知があり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下、「法」という）第14条及び同法施行令第15条第1項の規定により、令和4年度の教科用図書は令和3年度の教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないとされた。ただ、中学校社会科の歴史的分野の教科用図書については、自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行されることとなったため、同法施行規則第6条3号の規定により採択替えを行うことも可能であるとされた。

まずは、中学校社会科の歴史的分野を除く中学校の令和4年度使用教科用図書と、小学校の令和4年度使用教科用図書の全てについて、法第14条及び同法施行令第15条第1項の規定に基づき、別紙1「案」のとおり採択することをお願いしたい。また、中学校社会科の歴史的分野の教科用図書は採択替えも可能だが、別添資料2から4のとおり検討した結果、採択替えにより課題が生じる懸念があるため、教育委員会事務局としては現行の帝国書院の教科用図書を継続して採択することをお願いしたい。委員の皆様には審議のうえ、議決していただきたい。

(教育長)

まず令和4年度に小学校と中学校で使用する中学校社会科歴史的分野以外の教科用図書の採択についてお諮りする。

小学校と中学校では、それぞれ令和2年度と令和3年度に採択替えがあったと記憶しているが、今回は令和3年度採択のものと同じものを採択するということがか。

(学校教育課長)

小学校は令和2年度に、中学校では令和3年度に採択替えを行ったが、採択自

体は毎年行うものである。

(教育長)

理解した。では、別紙1「案」のとおり、令和3年度と同じものを採択したいと思うが、ご意見・異議などないか。

(全委員)

異議なし。

(教育長)

異議なしと認める。

小学校と中学校の令和4年度使用教科用図書の中学校社会科歴史的分野以外の教科用図書は、令和3年度のものと同じものを採択する。

続いて、中学校社会科歴史的分野の教科用図書の採択について、採択替えを行うか、行わないかについて審議する。質問や意見などないか。

(辻委員)

自由社の教科用図書は、日本の伝統芸能などを多く取りあげ、文化史の学習にも力を入れているように感じるが、他の教科用図書と比較してどうか。

(学校教育課長代理)

ご指摘どおり、自由社のものは日本の伝統芸能を大きく取りあげている。だが一方で、他の教科用図書に一般的に記載されている文化史にかかわる絵や図などが、他社と比較すると少ないと分析している。現在使用している帝国書院は、昨年採択したときの調査でもバランスが良いことが評価されている。

(八田委員)

令和3年度からGIGAスクール構想が本格的に始まった。自由社のものは、他社と比べてデジタルコンテンツを使った視覚的・聴覚的なビジュアル学習が進められる教科用図書になっているか。

(学校教育課長代理)

中学校社会科歴史的分野については、どの発行者のものも2次元コードの掲載が少なく、GIGAスクール構想に伴うデジタルコンテンツの活用という視点は今一步と感じる。自由社と現行の帝国書院を比べても、デジタルコンテンツの活用についての大きな差はない。

(鎌田委員)

社会科の学習により知識活用能力を育てていくことが重要である。自由社と帝国書院それぞれの教科用図書は、写真や絵、グラフ等を活用して課題を主体的に追及する能力を伸ばすことができるものとなっているか。

(学校教育課長代理)

現行の帝国書院の教科用図書は、「多面的・多角的に考えてみよう」というコーナーや、「当時の立場になって選択し、判断する」というコーナーが用意されている。自由社のものは、「もっと知りたい」というコーナーがあり、独自の視点で歴史に対する知識を深める資料が随所にあった。

(教育長職務代理者)

人権問題の取扱いについて、部落問題の中で水平社や解体新書等を取りあげている教科用図書もあるが、自由社は例としてどのようなことを取り扱っているか。(学校教育課長代理)

自由社の教科用図書では、琉球処分や日本の近代化とアイヌの取扱いなどにおいて、人権問題を取り上げて学習できる箇所があり、現行の帝国書院のものは、沖縄の基地問題や、在日韓国・朝鮮人など、様々な角度から人権問題について触れている。

ただ、自由社の教科用図書は、解体新書については触れられているものの、差別された身分の人々が解体新書に関わったという記載がない。また全国水平社については大正デモクラシーの社会運動の中で取り上げているが、全体的に見て、現在使用している帝国書院の教科用図書の方が差別問題をテーマに取り上げ、記載している部分が多いように感じる。

(教育長)

昨年中学校の歴史的分野の教科用図書の採択を行った際、帝国書院の教科書の良さは、コラム欄に写真や絵やグラフがいろいろな視点からバランスよく配置されていて、子どもたちが理解しやすい点にあると評価されていたが、実際に使ってみてどうか。

(学校教育課長代理)

学校に確認したところ、子どもたちが認識をより深めるよう工夫されおり、理解しやすいとの評価であった。

(教育長職務代理者)

今年度から新しい指導要領に基づいた学習が始まり、中学校では令和3年度から新しい教科書に替わった。現在使用している帝国書院の教科用図書を選定するに至った経緯と本日の調査資料などを踏まえて考えると、私は、教科用図書の採択替えの必要はないと考える。

(教育長)

本件の冒頭で、理事者から、新しい教科書へ採択替えすると、阪南市の教員や子どもたちにとっても課題が出てくるのではないかとの懸念も示された。実際に、学校規模が小さくなって1校当たりの社会科の教員数も減ったため、一人の教員が1年生と2年生両方の社会科の授業を受け持つこともある。すると、歴史分野は2年次にわたり学習するので、もし今回採択替えをすれば、同じ歴史分野であっても異なる教科書で教えることになり、混乱が生じる。よって、教育長職務代理者と同じく、私も令和4年度に使用する中学校社会科の歴史的分野の教科用図書は採択替えを行わず、令和3年度と同じものを採択したいと考えるが、いかがか。

(全委員)

異議なし。

(教育長)

異議なしと認める。

令和4年度に使用する中学校社会科の歴史的分野の教科用図書についても採択替えは行わず、令和3年度のものと同じ帝国書院の教科用図書を採択することとする。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和3年6月1日から6月30日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、社会福祉法人阪南市社会福祉協議会が主催する「夏休みボランティアDAY2021」である。主に小学5年生から大学生が、令和3年8月6日から8月27日にかけて地域交流館や市民活動センターなどで乳幼児とのふれあい等のボランティア体験をする。

2件目は、音楽玉手箱マトリョーシカ主催「第5回0才から親子で楽しめるピアノと絵本のリラックスコンサート」である。0才から小学生までの子どもたちとその家族を対象に、令和3年7月4日、地域交流館体育施設において、ピアノの演奏と絵本の読みきかせからなるコンサートが開催された。

3件目は、ぼれぼれ広場主催の町おこしマルシェ「ぼれぼれマルシェ」である。令和3年7月18日、地域交流館土スペースに、泉州で頑張っている店や人々の販売・体験ブースやキッチンカーが並ぶ。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市電子書籍等利用契約業務委託に係るプロポーザル選定委員会要綱の制定について」(図書館)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市電子書籍等利用契約業務委託に係るプロポーザル選定

委員会要綱の制定について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

制定理由は、電子書籍貸出サービス導入にあたり、電子書籍の選書提案や利用契約とともに、電子図書館を開設するための業務委託事業者を適正かつ公正に選定するためである。電子図書館は、「新しい生活様式」に対応し、来館せずにパソコンやタブレット、スマートフォン等の機器で貸出・返却ができるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するものである。施行日は令和3年7月2日で、詳細は資料のとおりである。

(八田委員)

電子書籍は、若い方たちを含め、幅広い世代の利用が期待できる。どのようなジャンルの電子書籍を導入予定か。また、貸出し対象は市内在住の方のみなのか、それとも一般の書籍のように在勤・在学の方も含めるのか。さらに、まだ細かいことは決まっていないかもしれないが、まず図書館へ行って貸出券を発行してもらう必要はあるのか。

(図書館長)

電子書籍は、小説や趣味・実用書に加え、児童・生徒の学習支援にもつながるような、英語を主とした外国語コンテンツ、ナレーション付き英語絵本や調べ学習用コンテンツ、また視覚障がいをお持ちの方へのサービス向上を図ることができるオーディオブックなどの導入を予定している。

市内在住・在勤・在学の方は当然貸出し対象となるが、広域利用の方についてはプロポーザルで各社の条件を検討し、決定したいと考えている。

また、阪南市立図書館の貸出券をお持ちの方という条件でご利用いただくので、一度は来館していただき、貸出券をつくってもらう必要がある。

(教育長)

1タイトルの電子書籍は、何人同時に貸出しできるのか。

(図書館長)

お1人の方が借りている間、そのタイトルの電子書籍を同時に他の利用者が借りることはできず、予約していただくことになる。電子書籍は平均2,500円から4,000円と単価が高く、複本の購入は難しい。1タイトルに対して同時に数十人がアクセスでき、クラス全員が一斉に同タイトルのものを読めるというものもあるが、数は少ない。

いずれにせよ、プロポーザルにおいて各社の提案する条件を比較検討し、より良いサービスが提供できるようにしたいと考えている。

(教育長職務代理者)

アプリをダウンロードしておけば、スマートフォンを使って電子書籍を読むことができるのか。

(図書館長)

阪南市立図書館の電子書籍のページにアクセスして貸出券番号とパスワードを入力し、読みたいタイトルをクリックして借り入れ、ご自分のスマートフォン

やパソコン、タブレット等にダウンロードし、貸出期間の2週間何度でも読んでいただける。貸出期間が過ぎれば自動的に図書館に返却され、読むことができなくなる。2週間より前に読み終われば「返却する」をクリックしていただく、といった流れとなる。他の自治体では3冊や5冊などの電子書籍貸出冊数制限があり、その範囲内であれば借りたり返したりすることができる。本市でも同様に制限を設ける予定である。

(教育長職務代理人)

現在所蔵している本を電子書籍化することは可能なのか。

(図書館長)

電子書籍としての著作権にも関わってくるので、自分で勝手に電子書籍化することはできない。郷土資料のようなものをデジタル化して電子書籍としてアップロードする機能もあると聞くが、業者が未定ということもあり、どのような活用をしていくのかは、今後の検討課題である。

(教育長職務代理人)

今発売されている子ども向け図鑑などは、巻末にDVDが付いていることが多いが、取り出して機械で再生する必要がある。電子書籍であれば、その手間が不要となるのか。

(図書館長)

紙の書籍がそのまま電子書籍になっているものもあれば、紙だけ、電子だけのものもあり、コンテンツも様々である。ビジュアルを重視した図鑑のようなものは調べ学習にも有効と考えるので、選書の際にはそういった視点を持って行いたい。

(教育長)

今後は、電子書籍を導入した後の状況を報告してほしい。また、教育委員からの意見も参考にされたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「阪南市立図書館システム再構築業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会要綱の制定について」(図書館)

(教育長)

報告事項第3号「阪南市立図書館システム再構築業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会要綱の制定について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

制定理由は、現在阪南市立図書館で使用中の図書館システムが令和4年1月31日で更新時期を迎えることにより、システムの再構築を委託する事業者を適性かつ公正に選定するためである。

施行日は令和3年7月1日で、詳細については、別紙のとおりである。
(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<学校教育課>

8月10日 海洋教育研修

<生涯学習推進室>

6月28日 社会教育委員会議

8月7・28日 夏休み歴史体験講座

<公民館>

7月27～30日・8月24～27日

〔尾崎公民館〕夏休み宿題やろう広場

8月 1日 〔尾崎公民館〕子ども将棋体験講座

<図書館>

【休止中】 おはなし会 等

【再開(6/21以降)】 リサイクルブック“つながり”・認知症カフェ・手話カフェ
7月6・8日 選書のための新刊児童書展示会

※いずれも7月16日現在の実績・予定

(教育長)

尾崎公民館の「夏休み宿題やろう広場」とはどういったものか。

(中央公民館長)

尾崎公民館職員の中に教職経験者がおり、実現したものである。宿題なので基本的には子どもたちが自主的にするのだが、職員がそのサポートをする場を設けた。

(教育長)

今年度初めて実施するのか。夏休みの宿題は家庭の負担が大きいものだが、そういった場があれば助かるだろう。大変良い事業だと思う。

(中央公民館長)

指定管理者ならではの自由な発想から生まれた事業である。

(教育長)

教員向けの海洋教育研修は、著名な先生方に遠方からお越しいただいて、座学だけではなく、実際に海に入る体験もするとのこと。特に新任の教員にとっては貴重な機会となる。広報に努めてはどうか。

(学校教育課長)

この研修は、海洋教育を実施している学校の教員、特に初任者を対象としているが、教育委員会事務局としては海洋教育の取組を広く市内に広げていきたいので、それ以外の教員にもぜひ参加してもらいたいと考えている。当日は、午後から西鳥取地区の自然海岸でゴム長を着用して海に入り、生き物を採取・観察・記録する予定である。

(教育長職務代理人)

小学生の子どもたちも、保護者と一緒に参加するようなプログラムにしてはどうか。

(学校教育課長)

海洋教育を実施している小学校の子どもたちは、既に何度も海岸へ行き、学年に応じた活動を行っている。今回の研修の意図は、海洋教育に関わる教員のスキルアップと、今後の継続的な取組のために海洋教育の楽しさや意義を経験した教員を増やすことにある。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(八田委員)

学校医部会・学校歯科医部会・学校薬剤師部会・校園長部会・養護教諭部会からなる阪南市学校保健会というのがあり、例年であれば7月に総会を開催するのだが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて今年度は書面開催となり、総会で講演をお願いする予定だった尾崎小学校の湯川真弓養護教諭に、講演内容を文章にまとめてもらった。性教育をテーマにしたその文章が素晴らしいものなので、ぜひ教育委員や理事者の皆様にもお読みいただきたい。

湯川教諭はまず高校に赴任し、次に中学校でその経験を生かして3年間の系統

だった性教育を実践され、今年度初めて小学校に着任された。今年度の養護教諭部会のテーマは性教育ということで、現在は低学年・高学年それぞれに応じた性教育を実践し、どのように中学校へつなげるか、検討されているとのことである。他の小学校の養護教諭も、中学校での経験がある方が小学校にいることが大変心強いとおっしゃっていた。小学校での性教育が、着実に変革の第一歩を踏み出したということで、今後どのようになるのか、私自身楽しみにしている。

(教育長)

丁寧な紹介をしていただいた。必ず全員で読んで共有したい。

他に、何かないか。

(教育長職務代理人)

間もなく夏季休業に入るが、その前に自然災害への備えや対処法など、しっかりと指導されたい。また、8月13日から15日は学校閉庁日である。その趣旨を踏まえ、普段激務の教職員がきちんと休めるよう、配慮していただきたい。さらに、本市では昨年も今年も水泳指導ができていないことが非常に気掛かりである。来年指導計画を立てるときには、いきなり学年に応じた指導とするのではなく、2年間のブランクを十分考慮したものにしていただきたい。加えて、昨年度は4月・5月の臨時休業により、学校再開後は年度末までに教育課程を終えるため、詰め込みになってしまったのではないかと思う。昨年度の小学校2年生が3年生になった今、本来であれば時間をかけるべき九九を、きちんと身につけているのだろうかといったことを懸念している。取り残される子どもがいないよう、配慮をお願いする。最後に、文部科学省が普通教室の面積を広げるよう、市町村教育委員会などに促す方針を固めたという報道があった。GIGAスクール構想により一人1台の情報端末が配備されたため、旧規格の机では教科書と同時に置くのには手狭であり、より大きな机を使うべきというのが主な理由とのことだ。だが、教室の面積を広げるよりも、学級定員数を減らす方がよいのではないかと思うが、いかがか。

(生涯学習部長)

少人数学級については、今年度から5年かけて小学校の学級定員数を1学年ずつ減らしていくことになっている中、報道された教室の面積の件も通知されるものとする。また、現在使っている机のサイズが小さいので、大きいものに更新していく必要性も感じている。いずれにせよ、国の通知とともに、遅れてでも補助制度等が整備されることを期待しており、制度を活用してより充実した授業が行える環境を計画的に整えるよう、努める。

(教育長職務代理人)

本市で使っている机は、まだ教科書がB5サイズだった1950年代に規格化されたものだが、他市などで一回り大きな新規格の机を使っている学校もある。安全面で問題がないのなら、天板を替えるなどして更新していただきたい。

(辻委員)

最近自然災害が多いが、先日は下校途中の子どもたちが交通事故に遭うという

痛ましいニュースもあった。それを受けて、通学路の安全性の再点検と、交通安全指導は行ったか。

(教育総務課長)

通学路の安全点検については、毎年、阪南市通学路交通安全推進会議において「阪南市通学路交通安全プログラム」を更新し、各関係機関によって危険箇所への対策を講じているが、先日の事故の報道を受け、各校に対して改めて通学路の安全点検と危険箇所の把握を依頼したところである。

(学校教育課長)

風水害や災害、交通事故への備え、また登下校時の交通安全指導は毎年夏休み前に行っているものの、校園長会や教頭会において、子どもたちの発達段階に応じた指導を行うよう、重ねて指示したところである。

(辻委員)

今回の事故は、プロのドライバーでありながら飲酒運転をするという言語道断の行為が引き起こしたものである。市として、市内の企業等に飲酒運転撲滅の働きかけをしていただきたい。

(教育長)

命に係わることである。重ねて指導されたい。ご意見感謝する。

(教育総務課長)

本市ではキャンセルされた新型コロナワクチンを廃棄することなく効率的に接種するため、また、学校現場の安全をできるだけ早く確保するためにも、希望する小中学校の教職員等を対象に、キャンセル枠を活用したワクチン接種を行うこととなったので、報告する。

具体的には、各医療機関からのキャンセル枠の情報が本市保健センターを通じて教育委員会事務局へ入り、事務局から小中学校や留守家庭児童会の指定管理者へ連絡して、あらかじめ作成しておいた接種希望者リストに名前のある人に受けに行ってもらおうというものである。教育委員会の方針で、より子どもたちと密接にかかわる留守家庭児童会指導員を優先することとしており、開始した7月1日以降、すでに接種を希望する指導員全てと、小中学校に勤める25人は1回目の接種を済ませることができた。以後、希望者の大半が接種を終える秋頃まで同様の対応を続ける予定である。

(中央公民館長)

尾崎公民館クラブ会と東鳥取公民館参加者協議会が発行したクラブ紹介の冊子と、尾崎公民館が独自で発行した公民館だより創刊号が完成し、皆様に配布した。ぜひご一読いただきたい。

(教育長)

尾崎公民館の公民館だよりを読んで、民ならではの力を感じた。前のめりに運営してくださっていることを評価したい。

修学旅行の実施状況について、事務局から報告願う。

(学校教育課長)

7月8日・9日、貝掛中学校が滋賀・三重方面への修学旅行を実施した。大きなトラブルもなく、無事終えることができたことを報告する。

(教育長)

安全に実施できたのは何よりである。

学校給食についても、6月・7月の暑い中、学校給食センターと学校現場の教職員の尽力により、事故なく提供することができた。関係各位に感謝するとともに、今後も本市の子どもたちを見守っていきたい。

次回の令和3年第8回定例教育委員会は、令和3年8月20日金曜日午後2時00分から阪南市役所第2会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和3年第7回定例教育委員会を閉会する。

以上